

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業**  
**最低賃金専門部会 第3回会議 議事録**  
**公 開**

- 1 日 時 令和5年10月4日（水）午後0時55分～午後3時7分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 それではただいまから島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

本日は、当初、次の自動車新車部会の関係で本部会は16時30分頃までの予定となっていましたが、新車部会が結審しておりますので時間制限はなくなりました。皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、できれば本日の結審に向けましてよろしく申し上げます。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 はい。本日は会議次第を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から、委員の出席状況と会議の公開状況を報告して下さい。

【指導官】 報告します。本日は使用者側三好委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月25日から10月2日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので併せて御報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。9月21日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、会議次第2の金額審議に入ります。

前回9月25日の第2回会議においては、労働者側委員から、世界に名だたる特殊鋼や確かな品質を供給する島根県の鉄鋼業に期待が集まっており、過酷な労働環境での作業もあるが、そこで従事する労働者は確かなプライドを持ち、そしてそれを支える大きな要因が「報酬」となって表れる処遇である。鉄鋼業界の人手不足問題の改善にもつながる鉄鋼業にふさわしい最低賃金が求められていること。

鉄鋼の仕事に新規に進みたいと思う人がいないのが実態であり、魅力を感じてもらえるように環境改善が大事であるが、その魅力の一つが賃金であること。

基礎調査の影響率をみると、現実的に十分に支払い能力を有している実態を踏まえ、労働者の生計費に最大限配慮した最低賃金の引き上げが必要であること。

県最賃との比較において、鉄鋼最賃の優位性の確保を図りたいこと。

これらのことから、引上げ額55円が提示されました。

一方、使用者側委員からは、鉄鋼業界はグローバルな見方が必要であるが、世界の過半数を占める中国経済の見通しは不透明であり、また、M&Aによる統廃合がここ数年起きており、業界の状況は厳しいこと。

原材料高、エネルギー高で苦勞しており直近の島根の状況は悪いが、特に安来、東出雲の方面の状況が悪いこと。

人手不足、人材確保、魅力ある業界にしていかなければならないことなどについては、労側と認識は同じであること。

これらのことから、引上げ額23円が提示されました。

その後、協議を行い、前回のところでは歩み寄りとして労側は53円、使用者側は36円の再提示がなされて次回継続審議となりました。

労使それぞれ御検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方から御意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【景山委員】** 議論ではないですけれども、昨年もお出ししたようなデータを持ってきましたので、共通認識としてお配りしたいと思います。

(資料配布)

公式なデータとして持ってきたんですけれども、A4の方はですね、初任給でして、今までは各県ごとに全体平均として高卒、大卒が示されていたんですけれども、最近はあまり省庁が出すデータの中にはそれが出てこないということでしたけれども、規模別にどうなっているかという全国の表がございましたのでこれについては、また、お読み取りをいただきたいと特に思っています。

A3の方は、直近のデータとして持ってきました。新規学卒者の県外流出情報、これ昨年も見てもらったかというふうに思います。上のグラフが並んでいる2番目が島根県でして、4年の3月卒業の就職先の移動数です。これで見ますと、どこに1番多く行ったのかというと広島県で127名、大阪に45名、東京に45名ということになっています。昨年これを出した時には鳥取県というのがあったと思いますけど、今回はそれが抜けているということが大きな特徴になっているところでございます。

かたや左側の鳥取県を見ますと、大阪の次に就職先として選ばれたのが島

根県49名が去年の春卒業した高校生は移動があつているというデータになつておりまして、この辺の深堀が中々できる材料がないですけれども、そのようなことが起きているということになっております。

これは、2019年の各県の状況ということで右の下の方に数字を付けておりまして、これの移動先ということで、これは新規学卒者じゃなくて移動先ということになるのですけれども、島根からは東京、次に広島、大阪と続くということでございまして、やはり人手不足はこのことによつても拍車をかけている訳ですけれども、認識すべきはやっぱり広島県に多くの学生や就職で転出されるということが間違いないデータとして見て取れると、鳥取県はやはり経済的に関西圏の影響を受けるということで、兵庫や大阪近辺に行かれるということは何となく分かっていましたけれども、データで見ましてもそのような傾向値になっていると言うことが受け取れようかと思つていません。以上です。

【部会長】 今、資料をもらいましたけれども何か質問はございますでしょうか。

【森脇委員】 これのA3のデータの出典はどこですか。

【景山委員】 また、お知らせします。

【森脇委員】 A4の方は、厚労省の新規学卒者初任給情報ですね。

【景山委員】 はい。

【森脇委員】 分かりました。

【部会長】 その他はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後ですけれども、労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

これからは具体的な金額審議に入ることとなります。公開することにより、

個人情報保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(公労・公使会議へ移行)

(これより金額審議により非公開)

(以下、議事要旨のみ公開)